

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市介護老人保健施設の利用料金の徴収
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市介護老人保健施設条例第3条、第8条第1項
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
処分基準	<p>(事業)</p> <p>第3条 吹田市介護老人保健施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスを行うこと。</p> <p>(2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行うこと。</p> <p>(3) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを行うこと。</p> <p>(4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを行うこと。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第3条に規定する事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
最近改正年月日	—